

4月30日(木)が申請期限となっております。
申請される方はお早めにご提出をお願いします。

重要

※3月に回覧したものになります。

令和8年3月吉日

農家組合員 各位

高温対策等園芸産地育成緊急支援事業のご案内

日頃より、本町の農業振興にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、埼玉県において、「高温対策等園芸産地育成緊急支援事業」の実施に基づき、園芸作物の高温対策技術や省エネルギー対策技術の導入、既存施設の高効率化に対し、補助事業を実施いたします。

つきましては、本事業の要望調査を実施いたします。補助事業への申請を検討される方は、三芳町観光産業課農業振興担当窓口へご相談ください。

1. 事業概要

本事業は、施設園芸、露地園芸の生産者を対象とし、ダクトファン、ヒートポンプ、遮光資材、白黒マルチ、かん水装置等の導入費用や、既存施設の高効率化にかかる費用の一部（税抜事業費の2/1以内、上限1,000万円、下限15万円）を補助するものです。

※事業メニューの重複による上限額・下限額

2. 申請対象となる方

埼玉県内の圃場にて園芸作物（野菜、花き、果樹）を生産・販売されている方

令和8年7月以降（計画承認後）に発注し、年内に事業完了見込みのものを導入予定の方

3. 提出書類

(1). 実施要領様式第1号 高温対策等園芸産地育成緊急支援事業実施計画の提出（変更）について

(2). 実施要領様式第1号別添1 高温対策等園芸産地育成緊急支援事業実施計画書

(3). 見積書（1者）

(4). カタログ



概要や様式等はこちら
(埼玉県農林部生産振興課 HP)

4. 申請期限

令和8年4月30日(木) ※観光産業課農業振興担当まで提出をお願いします

5. 申請ご希望の場合

本事業への申請をご希望される方は、上記申請期限までに、三芳町観光産業課農業振興担当まで書類の提出をお願いいたします。

事業の詳細につきましては、添付のチラシ、埼玉県 HP をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、下記担当または埼玉県川越農林振興センターまでお問い合わせください。

連絡先：三芳町観光産業課農業振興担当

TEL：049-258-0019（内線 212・213・216）